

令和2年12月1日

自立支援医療（精神通院医療）指定医療機関 各位

横浜市健康福祉局こころの健康相談センター

**新型コロナウイルス感染症の発生状況等に伴う
自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の更新申請にかかる
対応について【横浜市運用】**

日頃より横浜市政に御理解・御協力くださり、誠にありがとうございます。

これまで市内指定医療機関向けには令和2年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の発生状況等に伴う自立支援医療（精神通院医療）の有効期間延長対応及び精神障害者保健福祉手帳の診断書提出猶予対応について随時ご連絡・ご依頼したところですが、本日時点での情報では、延長や猶予の対象となる方は当初通り、有効期間の満了が令和2年3月から令和3年2月までの間の方となっております。

については、令和3年1月より、通常の更新手続きに戻る方が出てまいりますので、下記のとおりご連絡いたします。

なお、本市では、配慮が必要な方を鑑み、本内容の対象者への個別案内送付を控えており、医療機関や薬局等へのお知らせやホームページへの情報掲載という方法をとっております。そのため、本内容を踏まえた患者様への適切なご案内にご協力をお願いいたします。

1. 精神障害者保健福祉手帳の更新について

有効期間の満了が令和3年3月の方については、令和3年1月より更新の手続きを承ります。診断書の提出猶予の取り扱いはございませんので、患者様へのご案内に際してはご注意ください。

・ **有効期間の満了を令和2年3月～令和3年2月の間に迎える方**

→ 本市への更新申請時、診断書提出猶予で申請できる対象です。

※ 診断書提出猶予対象の患者様が自立支援医療（精神通院医療）を受給している場合、後日作成いただく診断書中の該当項目への記載が漏れないよう、ご留意願います。

・ **有効期間の満了が令和3年3月以降の方**

→ 本市への更新申請時、必ず診断書が必要です（年金証書等での申請の場合を除く）。

（裏面へ続く）

2. 自立支援医療(精神通院医療)の更新について

有効期間の満了が令和3年3月の方については、令和3年1月より更新の手続きを承ります。必ず有効期限満了前までに更新手続きが必要ですので、患者様へのご案内に際してはご注意ください。

- ・ 受給者証に印字されている有効期間満了が令和2年3月～令和3年2月の間の方
 - 本市への更新申請は、今回に限り、他の内容に変更がなければ省略することが可能です。
 - 1年後の更新申請は、必ず手続きが必要です。その際、受給者証右下の「次回更新時診断書提出」の要否条件についても、条件を引き継ぎますので、作成に際しご確認ください（精神障害者保健福祉手帳の手続きで手帳用診断書を既に提出済の患者様の場合は、自立支援医療の項目に記載済であれば、受給者証に「必要」と印字されていても診断書のご提出を省略できます）。

- ・ 受給者証に印字されている有効期間満了が令和3年3月以降の方
 - 通常通りの更新手続きが必要です。

2. その他

- (1) 本日お知らせした運用は、あくまでも横浜市としての運用になります。他の自治体における運用については、それぞれご確認をお願いいたします。
- (2) 手続きは、区役所又は郵送（事務処理センター宛）にて受け付けています。区役所における三密回避のためにも、可能な方へは郵送申請をご案内くださいますようご協力願います。
- (3) 引き続き、今後変更等が生じた場合や追加のご連絡がある場合には、横浜市の精神通院医療のホームページへ、随時情報を掲載予定ですので、ご確認ください。

事務担当：

横浜市健康福祉局こころの健康相談センター

【自立支援医療（精神通院医療）に関すること】

(TEL) 045-671-2415

(E-mail) kf-seitsuin@city.yokohama.jp

【精神障害者保健福祉手帳に関すること】

(TEL) 045-662-3531

(E-mail) kf-kokotecho@city.yokohama.jp